

屋台型臨時営業申請手続きについて

屋台型臨時営業は、臨時的な行事に付随して移動可能な組立て式テント等の施設で行う営業です。営業できる行事、営業場所、取扱い可能な食品や手続の流れを説明します。

【許可を取得する前に】

1 営業できる行事

- ・実施主体（国、地方公共団体、法人又は団体）が一定の目的をもって開催する行事
例）神社・仏閣の縁日・祭礼、地域や産業の活性化を目的とした行事
復興支援や慈善活動を目的とした行事、国際交流を目的とした行事
スポーツ・音楽・演芸等の興行・公演、フードフェスティバル
その他これに類する行事
※個人単独の開催行事での営業は不可
- ・開催期間がおおむね1か月を超えない一時的な行事

2 取扱い可能な食品（詳細は、別添①参照）

- ・現地で十分に加熱調理する食品
- ・調理工程が単純な食品
※串うちなどは簡易な調理ではない。
- ・基本、1品目のみ
※衛生的に取り扱える場合に限り、下に掲げる飲料の取扱も可
→開缶開栓し、そのまま渡す市販品
→混合せずに注ぐ市販品

3 施設基準（詳細は、別添②参照）

- ① 施設設備
 - ☐ テント（屋根及び側壁3面を有すること）
- ② 手洗い設備
 - ☐ 給水タンク（18ℓ以上、水栓及び蓋つき）
 - ☐ 洗浄設備（流し台）
 - ☐ 排水ホース（流し台から排水タンクまでのホース）
 - ☐ 排水タンク（給水タンクと同じか、大きいサイズ）
 - ☐ 洗浄消毒剤
- ③ 冷蔵設備
 - ☐ クーラーボックス等（掃除のしやすい固い素材）
- ④ 廃棄物容器
 - ☐ ゴミ箱（蓋つき）
- ⑤ 容器包装等格納設備
 - ☐ 収納箱（蓋つき）

【許可の取得方法】

手続きの流れ

① 申請書提出 事前予約が必要です

出店予定のイベントのおおむね2週間前に提出してください。

- ☐ 営業許可申請書 : 窓口に書式の用意あり
- ☐ 設備を示す図面 : 窓口に書式の用意あり
- ☐ 食品衛生責任者の資格を証明する書類
: 食品衛生責任者養成講習会修了証書、栄養士、管理栄養士、調理師、
製菓衛生師等の免許、等（コピー可、確認後返却します）
- ☐ 登記事項証明書 : 営業許可申請書に法人番号を記載しない場合に限る
- ☐ 申請手数料 : 新規：4000円、短期：2000円

② 施設調査

申請者にテント、手洗い設備を含む全ての設備等を設営していただき、当所が施設基準が満たされているかを確認します。

日時：申請書提出時

場所：鎌倉保健福祉事務所の駐車場

③ 営業の許可

調査終了後、当所が申請内容を審査し、許可となってから営業可能となります。

許可となるまでには、設備が完備されていることを確認した日から5営業日程かかります。（営業日に土日祝日は含みません。）

④ 許可証交付

許可期間：5年 （短期：5か月を超えない期間）

※許可を継続する場合は、許可期限の前に更新手続きが必要です。

【許可取得後】

イベント時の監視

イベント時、保健福祉事務所職員が監視を行うことがあります。

【監視ポイント】

設備等が整っているか（手洗い設備一式そろっているか等）

衛生面全般、許可証の掲示の有無

※開催届が提出されるイベントの場合

提出書類と同じ商品を扱っているか

提出書類と同じ方法で作業をしているか

設備等が整っていないと
当日営業できないことも...

申請事項の変更や廃業等時

届出の提出が必要です。詳細はお問い合わせください。

問い合わせ先：

鎌倉保健福祉事務所 食品衛生課

TEL 0467-24-3900